

工事内容確認チェックシート(中間・竣工)

[第一面]

申請者名

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、中間現場検査又は竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準について適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法					基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認に当たっては、機構の「住宅工事仕様書」等をよくお読みください。)	中間 確認欄	竣工 確認欄	備考
	在 来 木 造	2 × 4	S 造	R C 造	丸 太 組		☑	☑	
接道	○	○	○	○	○	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	☐	☐	
住宅の規模	○	○	○	○	○	・住宅の1戸当たりの床面積が70㎡以上であること。	☐	☐	
住宅の規格	○	○	○	○	○	・併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。	☐	☐	
戸建型式	○	○	○	○	○	・原則として、2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること。	☐	☐	
戸建型式	○	○	○	○	○	・木造の住宅の場合は、一戸建て又は連続建てであること。	☐	☐	
断熱構造	○	○	○	○	○	・断熱材の施工箇所、厚さ等が、基準に定められたとおりであること。 ・繊維系断熱材等を使用した場合は、防湿措置を講ずること。	☐	☐	
土台 (外壁に接する土台を 木造とする場合)	○	○	—	—	○	・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理を行うこと。 (北海道、青森県はK2相当以上の防腐処理)	☐	☐	
	○	○	—	—	○	・土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。	☐	☐	
換気設備の設置	○	○	○	○	○	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けていること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	—	☐	
配管設備の点検	○	○	○	○	○	・炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く。)が仕 上げ材等により隠されている場合は、配管設備を点検するために必要な開口 又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること。	—	☐	
区画	○	○	○	○	○	・住宅相互間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界壁・界 床で区画すること(連続建て及び重ね建てに限る。)。 ・併用住宅の場合は、住宅部分と非住宅部分を壁、建具等により区画すること。	☐	☐	
耐火 主要構造部を耐火構造 とした住宅の場合	—	○	○	○	—	・建築基準法第2条第9号の2イに適合する住宅であること。	☐	☐	
準 耐 火	イ準耐又はロ準耐の 場合	○	○	○	○	・主要構造部を耐火構造とした住宅以外の住宅で、建築基準法第2条第9号の3イ又はロに適 合する住宅であること。	☐	☐	
	省令準耐火構造の 住宅の場合	○	○	○	○	・外壁及び軒裏が防火構造であること。	☐	☐	
		○	○	○	○	・屋根は不燃材料で造り、又は葺くこと。	☐	☐	
		○	○	○	○	・天井及び壁の室内(※)に面する部分は防火被覆されていること。 ※居室、浴室(ユニットバスの場合を含む。)、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等	☐	☐	
		○	○	○	○	・防火上支障がない措置を講じていること。 (施工上、特に注意が必要な次のアからウまでを全て確認すること。)	☐	☐	
		○	○	○	○	ア 設備の防火被覆材貫通部の措置(当該器具又は当該器具の裏面を当該部分に 空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り、又は覆うこと)を講じていること。	☐	☐	
		○	○	○	○	イ 壁又は天井の防火被覆を部分的に貫通する場合、当該木材の寸法は、防火被覆 材を貫通する方向に30mm以上であること。貫通する木材と防火被覆との目地部分 及び取合い部分には当て木を設けること。	☐	☐	
		○	○	○	○	ウ ①から③までの取合い部等には、ファイヤーストップ措置を講じていること。 ①床又は天井と壁の取合い部 ②壁と壁との取合い部 ③上階に床がある部分の天井内部における間仕切り壁と横架材との間	☐	☐	
耐 火 ・ 準 耐 火 以 外 Ⅱ 木 造 (耐 久 性 あ り)	構造耐力上主要な 部分の鋼材	—	—	○	—	・構造耐力上主要な部分の鋼材は、所定の防錆性能を有する仕様であること。	☐	☐	
	鉄筋の かぶり厚さ※	—	—	—	○	・鉄筋のかぶり厚さは水セメント比ごとに定められた所定寸法以上であること。 ・使用するセメント及びコンクリートは、基準に適合する品質等を有すること。	☐	☐	
	基礎の高さ	○	○	—	—	・地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さは、40cm以上あること。	☐	☐	
	小屋裏換気	○	○	○	—	・次のいずれかに適合すること。 ア 独立した小屋裏ごとに2か所以上の換気孔を設け、換気孔の有効面積の天井面積に 対する割合は、所定の割合以上であること。 イ 所定の屋根断熱工法であること。	—	☐	
	床下換気	○	○	○	—	・次のいずれかに適合すること。 ア 外壁の床下部分に壁の長さ4m以内ごとに有効面積300㎠以上の換気孔を設置 イ 外壁の全周にわたって外壁の長さ1m当たり有効面積75㎠以上の換気孔を設置 ウ 所定の基礎断熱工法であること。	☐	☐	
	床下防湿	○	○	○	—	・床下の防湿措置は以下のいずれかであること。 ア 厚さ6cm以上のコンクリートで覆ったもの イ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆ったもの	☐	☐	
	木部の 防腐・防蟻措置	○	○	—	—	・外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に次のいずれかの措置を 講じていること。 ア JAS心材の耐久性区分D1の樹種による製材又は集成材等の使用 イ 防腐・防蟻処理材(北海道・青森県は防腐処理材)の使用 ウ 柱を直接外気に接する構造(真壁造)とし、軒の出90cm以上 エ 柱に接続する外壁に通気層の設置 オ 断面寸法12cm角以上の製材又は集成材等の使用	☐	☐	
	基礎内周部の 地盤の防蟻措置	○	○	—	—	・基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること(北海道 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川 県及び福井県を除く。)。 ア 鉄筋コンクリート造のべた基礎による被覆 イ 基礎と鉄筋により一体となって地盤上に一様に打設されたコンクリート による被覆 ウ 有効な土壌処理(所定の基礎断熱工法の場合を除く。)	☐	☐	
	浴室等の 防水措置	○	○	—	—	・浴室及び脱衣室の軸組等及び床組並びに浴室の天井は、防水上有効な仕上げ が施されていること。	☐	☐	

※ 平成12年建設省告示第1347号第1第2項第3号口の規定に適合する高強度プレストレストコンクリートぐいの部分及び同号ハの規定に適合する遠心力鉄筋コンクリートぐいの部分
については、耐久性基準に適合させる必要はありません。

工事内容確認チェックシート(中間・竣工)

[第二面]

基準項目				該当工法					基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認に当たっては、機構の「住宅工事仕様書」等をよくお読みください。)	中間	竣工	備考	
				在来木造	2×4	S造	RC造	丸太組		確認欄 ☑	確認欄 ☑		
フラット35Sの基準を適用する場合	フラット35S (金利Bプラン)	省エネルギー性 (いずれか)		○	○	○	○	○	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(以下「評価方法基準」といいます。)第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級4※及び5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6の基準に適合していること。	□	□ (※2)		
				○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級4※又は5の基準に適合していること。	□	□ (※2)		
		耐震性		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級2以上の基準に適合していること。	□	□ (※2)		
		バリアフリー性		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の9-1に定める高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上の基準に適合していること。	□	□ (※2)		
		耐久性・可変性 (すべて)	劣化対策等級	○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の3-1に定める劣化対策等級(構造躯体等)の等級3の基準に適合していること。	□	□ (※2)		
	維持管理対策等級 (専用配管)		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の4-1に定める維持管理対策等級(専用配管)の等級2以上の基準に適合していること。	□	□ (※2)			
	維持管理対策等級 (共用配管)		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の4-2に定める維持管理対策等級(共用配管)の等級2以上の基準に適合していること。	□	□ (※2)			
	フラット35S (金利Aプラン)	省エネルギー性	更新対策	○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の4-4に準じた以下の基準に適合していること。 ア 躯体天井高が2.5m以上であること。 イ 壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものがないこと。	□	□ (※2)		
			省エネルギー性		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上及び5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級6の基準に適合していること。	□	□ (※2)	
			耐震性 (いずれか)	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の場合	○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級3の基準に適合していること。	□	□ (※2)	
		免震建築物の場合		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の1-3に定める以下の基準に適合していること。 ア 免震建築物であること。 イ 免震建築物の維持管理に関する基本的な事項が明らかになっていること。	□	□ (※2)		
バリアフリー性		○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の9-1に定める高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級4以上の基準に適合していること。	□	□ (※2)				
フラット35S(ZEH) (すべて)			○	○	○	○	○	・ 評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)以上の基準に適合していること。	□	□ (※2)			
			○	○	○	○	○	・ 一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を考慮せずに建築物エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。	□	□ (※2)			
			○	○	○	○	○	・ 再生可能エネルギー利用設備が導入され、ZEHの区分に応じた一次エネルギー消費量の削減が図られていること。	□	□ (※2)			

注) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

※1 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。

※2 中間現場検査を省略した場合で、フラット35Sの適用を受けるときの竣工現場検査申請時には、本工事内容確認チェックシートに加え、下表の「適用する基準」に対応するチェックシートを添付してください(ただし、建設住宅性能評価を活用して設計検査及び中間現場検査を省略した場合を除きます。)

適用する基準		添付するチェックシート		書式番号
フラット35S (金利Bプラン)	省エネルギー性	工事内容確認チェックシート(竣工)(省エネルギー性)		付表1-1
	耐震性	工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物以外))	在来木造用	付表1-2-1
		工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物以外))	2×4工法用	付表1-2-2
		工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物以外))	RC造等用	付表1-2-3
	バリアフリー性	工事内容確認チェックシート(竣工)(バリアフリー性:等級3対応)		付表1-3-1
	耐久・すべ・可変性	工事内容確認チェックシート(竣工)(耐久・すべ・可変性)		付表1-4
フラット35S (金利Aプラン)	省エネルギー性	工事内容確認チェックシート(竣工)(省エネルギー性)		付表1-1
	耐震性	工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物以外))	在来木造用	付表1-2-1
		工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物以外))	2×4工法用	付表1-2-2
		工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物以外))	RC造等用	付表1-2-3
		工事内容確認チェックシート(竣工)(耐震性(免震建築物))		付表1-2-4
	バリアフリー性	工事内容確認チェックシート(竣工)(バリアフリー性:等級4対応)		付表1-3-2

[参考] ・確認欄の凡例・・・「□」:確認(中間確認欄は、検査の実施時期までに確認した項目に ☑ してください)、「-」:確認不要